

通所リハビリテーション（通常規模型）／日

3時間以上4時間未満	区分	介護保険適用1割負担分					実費負担分	1日利用料合計額
		基本利用料	リハビリテーション提供体制加算	入浴介助（Ⅰ）	中重度者ケア体制	サービス提供体制強化加算Ⅱ	食費	
	要介護1	537円	14円	45円	23円	20円	700円	1,339円
	要介護2	623円	14円	45円	23円	20円	700円	1,425円
	要介護3	709円	14円	45円	23円	20円	700円	1,511円
	要介護4	820円	14円	45円	23円	20円	700円	1,622円
	要介護5	928円	14円	45円	23円	20円	700円	1,730円

6時間以上7時間未満	区分	介護保険適用1割負担分					実費負担分	1日利用料合計額
		基本利用料	リハビリテーション提供体制加算	入浴介助（Ⅰ）	中重度者ケア体制	サービス提供体制強化加算Ⅱ	食費	
	要介護1	789円	27円	45円	23円	20円	700円	1,604円
	要介護2	937円	27円	45円	23円	20円	700円	1,752円
	要介護3	1,082円	27円	45円	23円	20円	700円	1,897円
	要介護4	1,254円	27円	45円	23円	20円	700円	2,069円
	要介護5	1,422円	27円	45円	23円	20円	700円	2,237円

※新型コロナへの対応の特例として令和3年9月30日まで所定単位の0.1%が上乗せされます。

※新型コロナ感染症対策として一定以上の利用者数が減少した場合所定単位の3%分が上乗せされます。

介護予防通所リハビリテーション費／月

区分	介護保険適用1割負担分				実費負担分	1ヶ月利用料合計額
	基本利用料	運動器機能向上加算	サービス提供体制強化加算Ⅱ	事業所評価加算	食費	
要支援1 （週1回月4日を基準）	2,279円	250円	80円	134円	2,800円	5,543円
要支援2 （週2回月8日を基準）	4,439円	250円	160円	134円	5,600円	10,583円

\*利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合、1割負担の場合に要支援1では-23円、要支援2では-45円となります。

※新型コロナへの対応の特例として令和3年9月30日まで所定単位の0.1%が上乗せされます。

その他加算料金（対象となる場合に加算されます。）

項目	内容	介護保険適用1割負担分
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	同意日の属する月から6ヶ月以内	622円／月
	6ヶ月超	267円／月
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	同意日の属する月から6ヶ月以内	659円／月
	6ヶ月超	303円／月
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院（所）又は認定日から3ヶ月以内	123円／回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	退院（所）又は開始日から3ヶ月以内 週2回限度	267円／回
若年性認知症利用者受入加算	40歳以上65歳未満の認知症利用者を受入れた場合	67円／回
栄養改善加算（3ヶ月間・月2回まで）	低栄養状態の改善等を目的として栄養管理を行った場合	222円／回
重度療養加算	医学的管理のもと行った場合	111円／回
科学的介護促進体制加算（1月につき）	利用者ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況について厚労省に情報を提出している場合	45円／回
送迎減算（片道）	事業所が送迎を行わない場合	-105円／片道
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の賃金の改善等を実施	月総単位数×47/1000
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	経験・技能のある職員への更なる賃金の改善等を実施	月総単位数×20/1000